

航空法関係手数料令等の一部を改正する政令案等について（概要）

1. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号。以下「改正法」という。）による航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）の改正により、無人航空機操縦者技能証明制度が創設された。当該制度において、無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新のためには無人航空機更新講習の修了が必要となり（法第132条の51第3項）、当該講習のうち国土交通大臣が行うもの（以下「更新講習」という。）を受ける者に対しては手数料の納付が義務付けられた（法第135条第1項第32号）。

今般、改正法の施行後、無人航空機操縦者技能証明の発行が始まってから一定期間が経過している中で、無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新申請が始まる前に、更新講習を受けるために必要な具体的手数料額を定める必要があることから、航空法関係手数料令（平成9年政令第284号。以下「手数料令」という。）において、手数料の額を定める改正を行う。また、手数料令の改正において当該手数料の具体的額を航空法関係手数料規則（平成9年運輸省令第58号。以下「手数料規則」という。）において定めることとしていることから、同規則を改正する。

加えて、国土交通大臣が無人航空機更新講習事務の全部又は一部を行う場合の講習の実施方法等について定める必要があるため、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「講習機関省令」という。）について所要の改正を行う。

2. 概要

【政令】

更新講習を受ける者が納めるべき手数料の額は、以下の資格の区分に応じ、それぞれ定める額とする。（手数料令第16条（新設）関係）

- ・ 一等無人航空機操縦者技能証明 13,470円（※）を超えない範囲内において、無人航空機の種類等に応じ、国土交通省令で定める額
- ・ 二等無人航空機操縦者技能証明 12,120円（※）を超えない範囲内において、無人航空機の種類等に応じ、国土交通省令で定める額

（※）手数料額は関係者との協議中であり、政令公布までに変更する可能性があります。

【省令】

- （1）国土交通大臣が行う無人航空機更新講習事務に係る手数料について（手数料規則第9条、別表第3及び別表第4（いずれも新設）関係）

更新講習を受ける者が納めるべき手数料の額は、手数料規則第9条又は別表第3若しくは別表第4に定める額とする。

- （2）登録更新講習機関の無人航空機更新講習事務の国土交通大臣への引継ぎについて（講習機関省令第15条第3項関係）

登録更新講習機関は、無人航空機更新講習事務を国土交通大臣へ引き継ぐ場合にあつては、無人航空機更新講習事務の実施状況に応じて、国土交通大臣が行う無人航空機更新講習事務に係る手数料を納付することとする。

- （3）国土交通大臣が行う無人航空機更新講習事務の方法について（講習機関省令第15条第4項（新設）関係）

国土交通大臣が無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、無人航空機の種類及び一定の理由による技能証明の効力の停止の有無に応じて、講習機関省令第14条第2号に定める基準に適合する方法により行わなければならないこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	令和6年10月下旬
施	行	令和6年11月